

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例制定について

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年周南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(参 考)

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。</p>